土砂災害に関する危険箇所マップ等の周知について

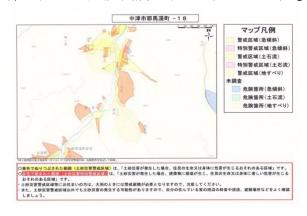
4月11日未明に、中津市耶馬溪町で大規模な土砂災害が発生しました。この災害で6名もの尊い命が失われ、住家も4棟が全壊するという大きな被害を受けました。

市では、市民のみなさんに、自分が住んでいる地域のどこに土砂災害の危険があるのかを知ってもらい、日頃から注意をしていただくため、大分県の土砂災害危険箇所情報を活用した「緊急周知用危険箇所マップ」を作成し、既に作成済みの「土砂災害ハザードマップ」と併せて関係住民へ周知を行っています。

また、今年度、「土砂災害ハザードマップ」作製済み箇所と、未作成箇所の全てについて内容の見直しを行い「新しい土砂災害ハザードマップ」を作成し、順次配布を行うことにしています。

≪周知期間及びマップのイメージ≫

●緊急周知用危険箇所マップ (イメージ)【別紙1】



対象区域: 1,591箇所作成マップ数:103枚

◎ 周知時期 : 平成30年6月1日(6月1日号の市報配布時に周知)

◎ 周知方法 : 対象地域への回覧と、集会所等への掲示

◎ 回覧自治区数 : 192自治区

※マップについては防災ポータルサイトにも掲載

●土砂災害ハザードマップ (既に作成済みの107箇所分)【別紙2】



◎ 周知時期 : 平成30年6月1日(6月1日号の市報配布時に周知)

◎ 周知方法 : 対象地域への回覧と、集会所等への掲示

◎ 回覧自治区数 : 35自治区

●内容を見直し、新たに作成を行う土砂災害ハザードマップ (イメージ)

【別紙3】

(表)



(裏)



◎ 作成時期 : 平成30年度

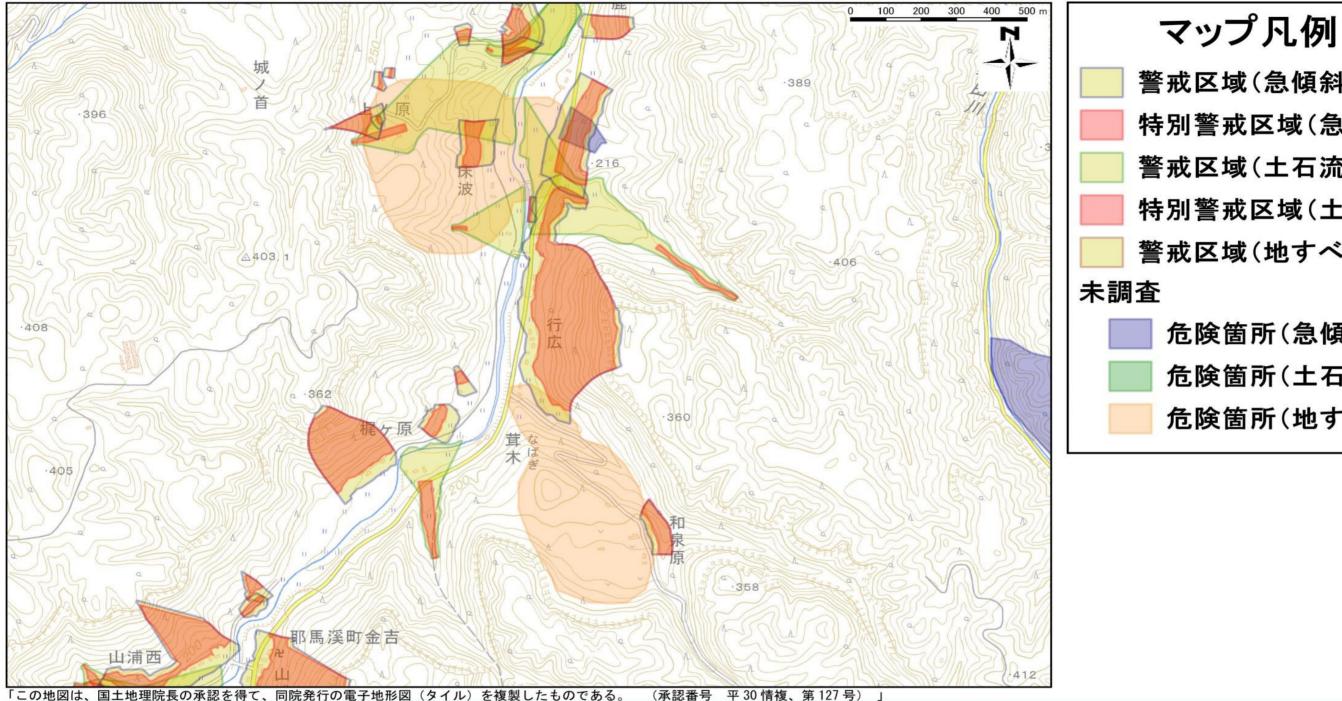
◎ 配布時期 : 作成完了地域から随時配布

【問合先】

総務部防災危機管理課 担当:鳴(なる)

(TEL:0979-22-1111 内線 271) 商工農林水産部耕地課 担当:中西 (TEL:0979-22-1111 内線 411)

中津市耶馬溪町 -18



- 警戒区域(急傾斜)
- 特別警戒区域(急傾斜)
- 警戒区域(土石流)
- 特別警戒区域(土石流)
- 警戒区域(地すべり)
- 危険箇所(急傾斜)
- 危険箇所(土石流)
 - 危険箇所(地すべり)

- 〇黄色でぬりつぶされた範囲(土砂災害警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。
- 〇赤色で囲まれた範囲(土砂災害特別警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれ のある区域」です。
- ・土砂災害警戒区域等にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となりますので、注意してください。
- ・また、土砂災害警戒区域以外でも土砂災害の発生する可能性がありますので、自分の住んでいる家の周辺の斜面や渓流、避難場所などをよく確認しま しょう。

土砂災害ハザードマップ

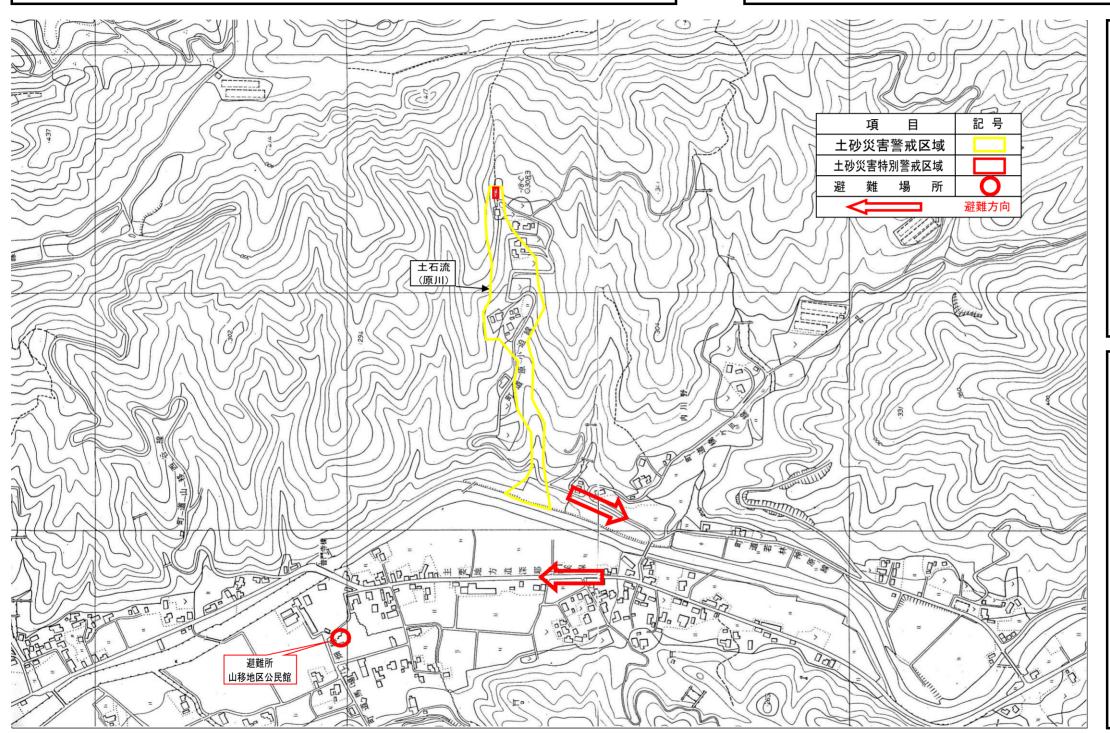
(山移東)

土砂災害にそなえて

- ① 土砂災害警戒区域等や避難場所を確認しておきましょう。
- ② 雨が強くなったら、積極的に雨量情報などの防災情報を入手しましょう。

土砂災害情報の伝達について

避難準備情報、避難勧告、避難指示は市役所・消防署・消防団・警察署・駐在所・自治委員等から、防災行政無線・広報車・電話・戸別訪問等で伝達されます。



関係者、避難所、連絡先

自治委員

甲斐 秀徳

電話: 55-2339

避難場所

山移地区公民館

住所: 耶馬溪町大字山移

電話: 55-2057

問合せ先

中津市役所

電話: 22-1111

耶馬溪支所

電話: 54-3111

大分県砂防課

電話: 097-536-1111

大分県中津土木事務所

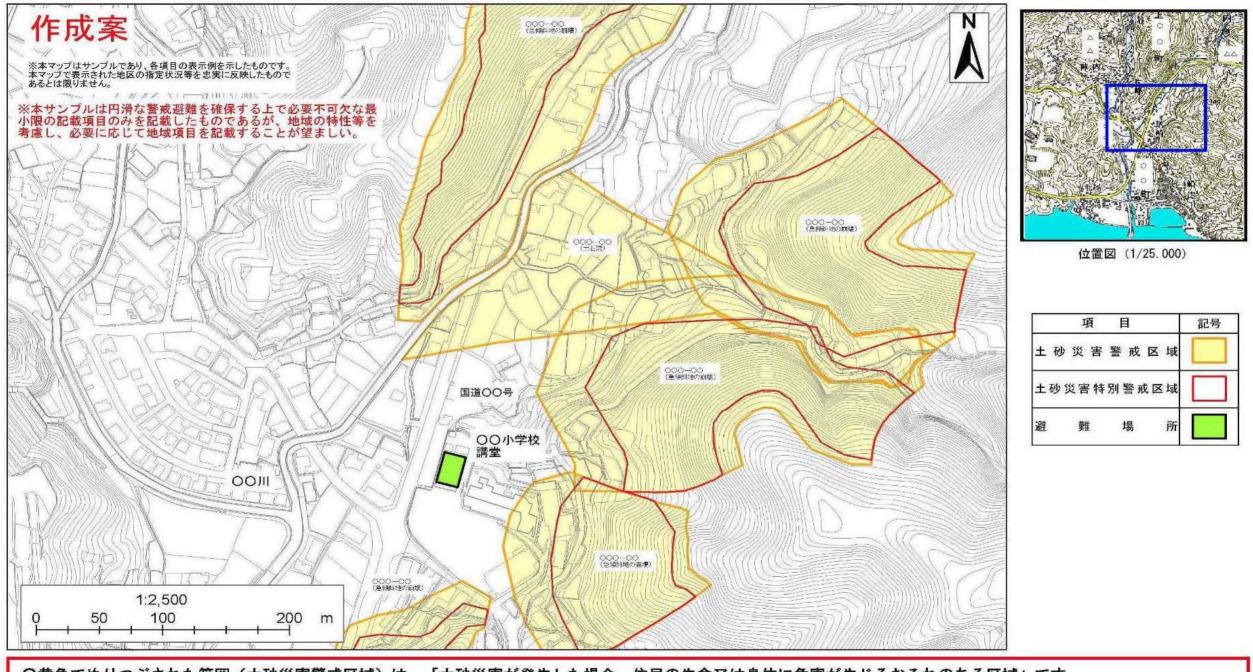
電話: 22-2110

<mark>大分県土砂災害危険箇所情報</mark> (インターネット提供システム)

http://sabo.pref.oita.jp/bousai_s/dos va_map/index_map.html

自然現象の種類					箇所名又は渓流名
急傾斜地の崩壊					
±	石 济		流	0	原川
地	す	ベ	IJ		

- ○土砂災害警戒区域は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じる恐れのある区域」です。○土砂災害特別警戒区域は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じる恐れのある区域」です。
- ・土砂災害警戒区域等にお住まいの方は、大雨の時には警戒避難が必要となりますので、注意して下さい。
- ・また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性がありますので、自分の住んでいる家の周辺の 斜面や渓流、避難場所などをよく確認しましょう。
- ※この図は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年5月8日法律第57号)第6条第4項及び第8条第4項の規定により公示された区域を示したものです。



〇黄色でぬりつぶされた範囲(土砂災害警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。 〇赤色で囲まれた範囲(土砂災害特別警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」

・土砂災害警戒区域等にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となりますので、注意してください。 ・また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性がありますので、自分の住んでいる家の周辺の斜面や渓流、避難場所などをよく確認しましょう。

図III-2(2) 共通項目のみを記載した事例(基盤図に DM を用いた場合)

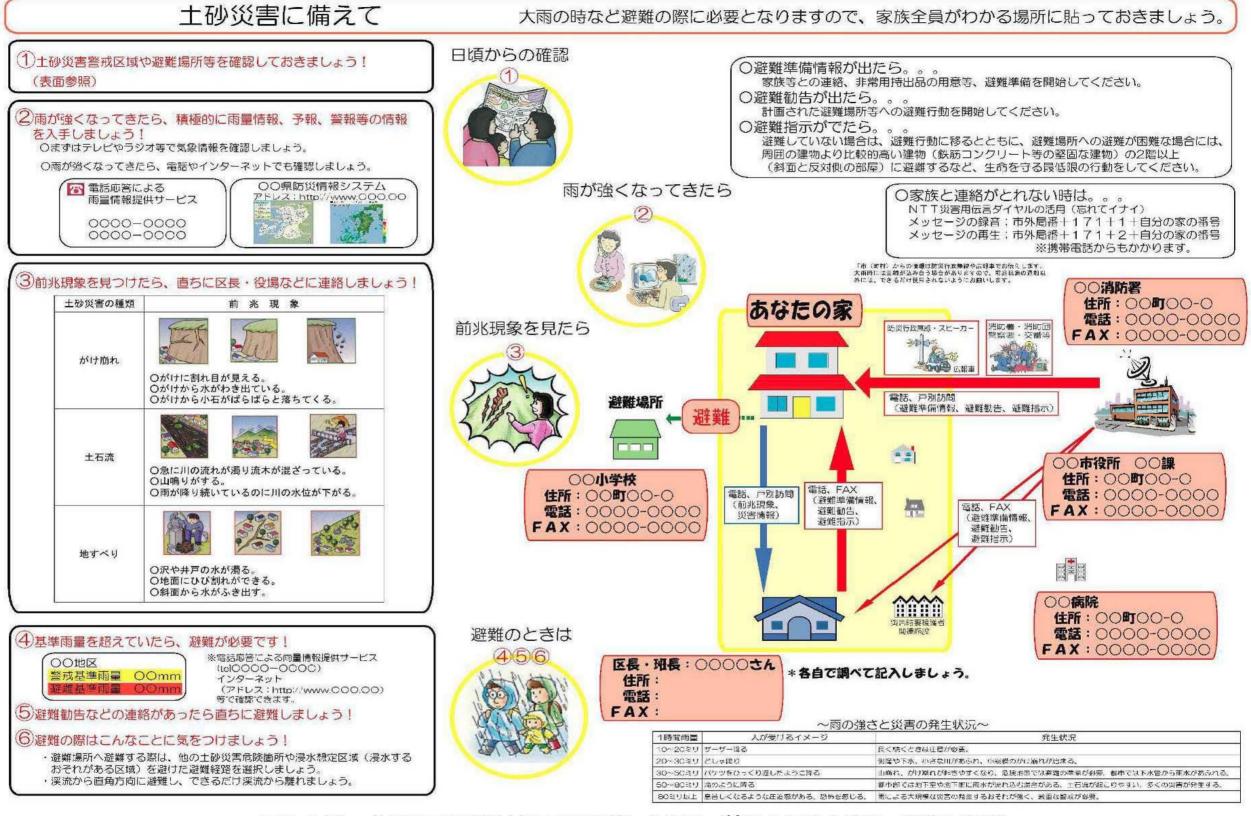


図 III-3(5) 共通項目及び地域項目を記載した事例(情報の伝達方法等、前兆現象等)